

CONTENTS

- 【新年のご挨拶】経済流通サービス協同組合 理事長……1
- 【新年のご挨拶】岡山県中小企業団体中央会 会長……2
- 【お知らせ】コーヒーから始めるラオス現地支援……3
- 【組合事業】技能実習生・特定技能人材の入国について……4

経済流通新聞



Vol.105 2022年1月号
2021年12月24日発行
発行部数3,000部

(発行)
経済流通サービス協同組合
〒700-0984 岡山市北区桑田町7番22号コウサイ第2ビル2階
TEL(086)227-1900 FAX(086)227-3355



NEW YEAR COLUMN

新年のご挨拶／2022

厳しいコロナ禍の中で 力を蓄える

経済流通サービス協同組合
理事長 前川 繕寿



業の需要が落ち込みながらも、7月、8月には、ほとんどの競技が無観客となつた2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されました。10月以降は、ワクチン接種の進展とともに、感染者数が低水準で推移し、感染拡大防止と経済活動の両立に向けた取り組みが進む中、個人消費がサービス向け支出を中心に増加する見込みでしたが、年末に発見された新たな変異ウイルスが世界で広がりよって消費等の動きを弱めることが懸念されます。

新年明けましておめでとうございます。組合員の皆様方には、ご健勝で新しい年をお迎えのことと謹んでお慶びを申し上げます。

旧年中は、当組合の事業運営に関しまして、組合員の皆様方及び関係当局の多大なるご協力とご指導を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

昨年のわが国の景気は、緊急事態宣言の発令と解除、新型コロナウイルスの新規感染者数の増加と減少に合わせて経済活動の制限と緩和が繰り返される

当組合のETCカード事業は、コロナ禍前の利用高まで少しずつ戻つております。また、ETCカードご利用組合員様が確実に割引を受けられるよう、

中で、緩やかな持ち直し傾向は維持されました。断続的に感染拡大が発生し、3回の緊急事態宣言が発令された間、人流が抑制される中で、宿泊・飲食サービス業、旅客輸送業、旅行業、教養・娯楽サービス業など対面型サービス

能実習生等の在籍者数が減少しましたが、技能実習生等受入れ組合員様への失踪防止並びに監理指導に努めて参りますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

本年も、ETCカード事業、外国人技能実習生受入れ事業等を推進し、役職員一丸となって決意も新たに努力してまいる所存であります。

最後に、組合員の皆様方のますますのご発展をお祈り申し上げますとともに、今後とも組合運営に対し、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、私の新年のご挨拶とさせて頂きます。



年頭にあたって／2022

コロナ禍からの回復へ 安定した経済活動を

岡山県中小企業団体中央会会長　塚田 真三



年頭にあたり、ご挨拶を申し上げます。新型コロナウイルス感染症は終息する様相を見せず、国内外の経済に対する影響は未だに多大なものとなっています。新型コロナウイルス感染症の発生から既に2年が経過しようとしておりますが、その間、経済活動はもとより生活の様式まで一変し、組合・組合員企業の皆様におかれましては様々な面で大きな変革を余儀なくされていると存じます。また、原油、半導体、木材、鉄鋼等の価格高騰が景況感を押し下げ、コロナ禍からの経済回復に水を差しています。

一方、こうした状況の中でも、更なる成長を目的とした様々な活動を始めた組合・企業の事例が散見されるようになります。例えば、組合員企業の製造する商品について組合事務局が主体となり、新たなブランド立ち上げセット販売やイベントを実施することで、業界全体のPRと販路拡大を目指す組合や、課題・問題に関する情報を同業種企業が連携して共有

されています。また、原価削減や生産性向上を目的とした新規事業開拓など、これまでの事業を活性化し新たな事業を展開する事例が生まれています。また、昨今のDXの考え方を取り入れ、組合員企業の事業について連携して再構築を目指す事例など、コロナを契機として新しい取り組みを身に付け実践する情報が多く寄せられております。

私ども経済団体といたしまして、新しく安定した経済活動が行え

る状況づくりについて積極的に取り組んでいかなければなりません。当会では、組合や連携組織、組合員企業の皆様の前向きな活動を支えるべく、大きく3つのテーマに分けて事業を開拓しております。

まずは、ものづくり補助金や再構築補助金等の活用による設備投資・新分野進出・販路開拓に対する伴走型支援。次に、合同企業説明会や就職マッチング事業等、企業の経営や技術力を継続的に高めていくために必要な人材確保・育成への支援。そして、組合が行う共同事業の活性化に向けた支援。これら3つのテーマに対して、リアルとオンラインの両手段を活用したハイブリッド型事業を更に推し進め、効果的に効率的な事業を企画、実施しております。また、国や県が実施する各種給付金・支援金について、会員組合の皆様への迅速な情報提供や申請支援なども積極的に行い、県内産業の持続と発展のお手伝いをいたしております。

これらのノウハウを活かし、当会は、国や県の施策と中小企業・小規模事業者との橋渡しの役割を担うとともに、また、企業間の連携を促進する支援機関として、その使命を果たしてまいります。また、全国中小企業団体中央会と綿密に連携し、会員の皆様のご意見、ご要望について積極的に発信、国の各種施策等の継続、更なる拡充に努めてまいりたいと存じます。

結びに、本年が貴組合や組合員企業の皆様にとって、活気に満ちた飛躍の年となりますようご祈念申し上げ、新年のご挨拶いたします。

謹賀新年

旧年中は共同購買をご利用いただき、誠にありがとうございました。
本年も引き続き御愛顧賜りますようお願い申し上げます。

共同購買斡旋事業者

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| ・アスクル株式会社 事務用品 | ・ヤングビーナス薬品工業株式会社 入浴剤 |
| ・カーティック株式会社 コピー・FAX紙 | ・カイタック株式会社 ユニフォーム |
| ・伊藤ハム販売株式会社 ハムギフト | ・東洋カーマックス株式会社 自動車燃料（コスモ石油） |
| ・フォーク株式会社 ユニフォーム | ・サンセイテクノス 蛍光灯 |
| ・晴れの国 おかやま館 ギフト | |



ラオスのコーヒー豆

私共、経済流通サービス協同組合は、各国の送出し会社がおこなう活動にも関心を持っております。



コーヒーから始めるラオス現地貢献
SAMURAI PROJECT

SAMURAI



1本



200gのコーヒーで
ラオスに寄付できる
コーヒー豆の苗木の本数

これが私たちにできる最初のアクション

まずは知識を得て、視野を広くする。
そうして、考え、向き合い、行動してみる。

小さな行動かもしれませんが、
私たちがお願いしたい取り組みはまず一つ。
知ることから始めませんか？



「ティピカ」コーヒー

この品種を知っているでしょうか。



いま必要な気持ちのスイッチをこの一杯のコーヒーから。



ラオスプレミアム



200g《単価》
1,980円(税込)

《年間契約》
22,980円(税込)

あなたも参加できるSDGsはじめませんか？

コーヒー豆をご購入の方はこちらのQRコードから
ログイン頂きますようお願いいたします。





外国人技能実習生・特定技能人材の入国について

▼ 国の動き

技能実習生・特定技能人材の方の入国につきまして令和2年11月、厚労省、外務省が主幹となり「水際対策強化に係る新たな措置」により防疫の対策を実施した上で下記の内容で在留許可が下りている人達に順次、入国をしてもらえる流れとなっていましたが、令和3年12月に入り、オミクロン株の出現により、また、その流れがストップしてしまいました。

在留資格認定の交付を受けながら待たれている組合員の皆様、母国で待機している実習生、特定技能人材の方々には今暫く、お待ち頂くこととなります。また、新しい情報が入り次第お待ちの組合員様にはご案内させて頂きますのでよろしくお願いいたします。

▼ 技能実習について制度所管省庁が別途定める条件

《令和3年11月5日現在／出入国在留管理庁 文部科学省 厚生労働省》

技能実習については、要領のほか、以下の条件を満たすこと。

- (1) 受入責任者が、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律（以下「技能実習法」という。）第23条第1項第1号に規定する一般監理事業の許可を得た監理団体の実習監理を受けていること（受入責任者が技能実習法第2条第7項に規定する企業単独型実習実施者である場合を除く。）。
- (2) 受入責任者及び当該受入責任者の実習監理を行う監理団体（企業単独型技能実習にあっては受入責任者に限る。）が、過去3年間において、技能実習法に基づく行政処分等を受けていないこと。
- (3) 入国者に交付された在留資格認定証明書の作成日が、以下に定める期間内であること。
 - ・令和3年11月の利用対象者→2020年1月1日から2020年 6月30日まで
 - ・令和3年12月の利用対象者→2020年1月1日から2020年12月31日まで
 - ・令和4年 1月の利用対象者→2020年1月1日から2021年 3月31日まで
 - ・令和4年2月以降の利用対象者は、実施状況等を踏まえつつ、決定する。

※ 利用対象者とは、当該月に業所管省庁に対して申請を行うことができる者をいいます。このため、在留資格認定証明書の作成日が上記期間の後の者について申請することはできません。

なお、在留資格認定証明書の再申請に伴い、当初実習予定期間に交付された在留資格認定証明書と現在所持している在留資格認定証明書の作成日が異なる場合は、当初交付された在留資格認定証明書の作成日が上記に定める期間内であれば、条件を満たしているとみなします。

（注）この措置は、令和3年12月31日までの間、停止となっています。（令和3年11月30日付）



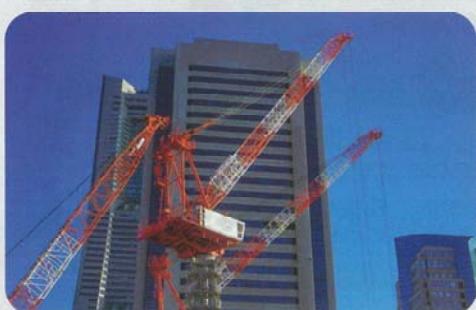
組合からのお知らせ

「技能実習責任者講習」は3年毎に受講が必要です！

技能実習責任者は3年以内毎に法定講習を修了する必要があります。
前回の受講日を過ぎないように受講されるようお願いいたします。



「技能実習指導員講習」・「生活指導員講習」は優良要件の加点になります。
3号申請等の優良な実習実施者の配点基準に含まれています。



建設分野における技能実習生の基準について

建設分野の技能実習生の受け入れに際し国土交通省は下記の基準を定めています。

- ①受入企業が建設業法第3条の許可を受けていること。
- ②受入企業が建設キャリアアップシステムに登録していること。
- ③技能実習生に対し、報酬を安定的に支払うこと。（月給制が必要）
- ④技能実習生の数が常勤職員の総数を超えないこと。（優良実習実施者は免除）